

岩手県告示第 921 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成 18 年 9 月 22 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 申請のあった年月日 平成 18 年 8 月 31 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人けせん・まちの保健室
 - (2) 代表者の氏名 畑中幹子
 - (3) 主たる事務所の所在地 大船渡市盛町字東町 2 番地 4
- 3 定款に記載された目的 この法人は、気仙地域住民に対して、介護予防、生活習慣病予防に関する事業を行い、健康づくりに寄与することを目的とする。